

我が国コンテンツの中国への参入・流通に係る法令調査に係る再委託先の公募について

平成 23 年 4 月 25 日

本公募は、経済産業省より特定非営利活動法人映像産業振興機構が受託している平成 23 年度「コンテンツ国際取引市場強化事業（JAPAN 国際コンテンツフェスティバルにおけるネットワーク構築事業および日中映像交流事業）」の外注として実施を予定するものである。

1. 事業目的

我が国コンテンツ産業のさらなる成長のためには、内需を中心とする従来の産業形態から、海外からの収益をこれまで以上に獲得する形態への転換を図り、コンテンツ産業全体として海外展開を推進していくことが必要である。とりわけ膨大な人口を擁し、経済発展の続く中国は、我が国コンテンツ産業にとって魅力ある市場であり、積極的な展開が急務である。

ただし、中国には外国製コンテンツに対する質的・量的規制が存在し、コンテンツ分野における外資参入が厳しく制限されているのが実情であり、日本のコンテンツ産業界からも規制等の緩和及び撤廃を要望する声が上がっているところ。

このような状況の中、2010 年 5 月、中国側から日中間で「映画、テレビ・ドラマ週間」及び「アニメ・フェスティバル」を開催したい旨の提案があり、日中首脳間で当該交流事業の実施につき合意がなされた。また、2012 年は日中国交正常化 40 周年にあたり、両国間で友好の機運が盛り上がることを期待されている。

こうした機運を好機と捉え、上記交流事業の実施とともに、これまで体系的に整理されなかったことのないコンテンツ産業の中国市場への参入・流通に係る中国国内法令について詳細な調査研究を行い、規制の実態、参入可能性等を的確に把握することが重要である。

2. 事業内容

当該分野の専門家、学識経験者等から成る研究会を組織し、下記の事業を行う。

(1) 中国法体系の整理

- ・ 我が国コンテンツ(映画、アニメ、出版、ゲーム、音楽等)を中国へ輸出し流通させる上で関係する「法律」、「条例」、「規則」、「通知」等の法令を網羅的に抽出し、コンテンツの分野別かつ流通形態(拠点、放送、パッケージ、インターネット等)別に体系的に整理する。
- ・ 上記整理にあたっては、法令で使用されている用語の解説を必要に応じて記載する。また、根拠法をもたないもの(商慣習等)も考慮する。
- ・ 解釈や事実関係の不明な部分については、中国当局や国内外の産業界へ照会しながら調査を行う。
- ・ WTO 勧告(DS363)への対応のために必要な情報収集、法体系の整理等も含む。

(2) 市場参入規制等の実態を踏まえた中国への市場参入方法の検討

- ・ 中国でビジネスを進めるにあたり有効なビジネスモデルをコンテンツ分野毎に整理分析し、提示する。
- (3) 緩和及び撤廃を求めるべき市場参入規制等の抽出
 - ・ 産業界の要望を踏まえ、緩和及び撤廃を求めるべき規制等を抽出・整理する。
- (4) 規制等の緩和及び撤廃を実現するための方策の検討
 - ・ 既存の枠組みの活用、新たな協定締結等の検討を行う。
- (5) 調査の進め方及び成果物
 - ・ (1)～(4)の調査・分析事業は、国内外政府・企業等へのヒアリングや文献調査その他適切な方法により実施し、事業報告書として取りまとめる。事業報告書には、下記の事項を含める。
 - ①コンテンツ産業の貿易・流通に係る中国国内法令集
 - ②コンテンツの分野別かつ流通形態別関連法令マトリクス
 - ③コンテンツの分野別かつ流通形態別ビジネスモデル
 - ④緩和及び撤廃を求めるべき規制等のリスト
 - ⑤緩和及び撤廃を求める上で有効な2国間及び多数国間協定等の案文

3. 応募資格

本事業の対象となる申請者は次の要件を満たす法人(企業・団体等)とする。

- (1) 日本に拠点を有していること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

4. 契約の要件

- (1) 契約形態: 外注
- (2) 採択件数: 1件(予定)
- (3) 予算規模: 1,800万円(消費税込み)を予定しており、申請内容に応じて実施事業を調整のうえ契約金額を決定する。
- (4) 事業実施期間: 契約締結日から平成23年3月30日
- (5) 成果物の納入: 事業報告書の電子媒体1部を納入
- (6) 費用の支払い: 費用の支払いは、原則、事業終了後の確定検査により、契約の範囲内で実際に支出を生じた費用として認められた費用に対し支払いを行う。
- (7) 支払額の確定方法: 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定する。全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もある点留意すること。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成23年4月25日(月)

締切日：平成23年5月2日(月)12:00必着

(2) 応募書類

- ①以下の書類を一つの封筒に入れること。封筒の宛名面には、平成23年度「コンテンツ国際取引市場強化事業（JAPAN国際コンテンツフェスティバルにおけるネットワーク構築事業および日中映像交流事業）」と記載すること。企画提案書には、想定予算書／想定スケジュール表／実施体制図／実務経歴書等を含めること。
- ②提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。機密保持には十分配慮するが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除き情報公開の対象となるので留意のこと。
- ③応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されない。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあるので留意すること。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は郵送等により以下に提出すること。

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル8F

NPO法人映像産業振興機構(VIPO)

公募担当：畑

※持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は審査対象とならないので、記入要領等を熟読の上、注意して記入すること。

※締め切りを過ぎての提出は受け付けられない。郵送等の場合、配達の場合で締め切り時刻までに届かない場合もあるため、期限に余裕をもって送付すること。

6. 審査、採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、複数の委員から成る委員会で審査を行い決定する。なお、応募期間締め切り後に、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づき総合的な評価を行う。

- ①3. の応募資格を満たしているか。
- ②提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③本事業を円滑に遂行するために事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ④本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑤本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑥実行可能性のある事業工程を組んでいるか。
- ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、単価水準を含めて適正な積算が行われているか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、当該申請者に対してその旨通知する。

7. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体例としては以下のとおり。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
研修費	海外及び国内で実施する研修にかかる費用(研修生の海外生活費は含めない)
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会場費	事業(海外・国内研修の企画、募集、選定)を行うために必要な会場借料及び茶菓料(お茶代)等
謝金	事業を行うために必要な謝金(委員謝金等)
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品(当該事業のみで使用されることが特定・確認)

	できるもの。原材料及び消耗品費等(諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。))の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの(機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等)の外注に要する経費 ※ただし、軽微な再委託(①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳費その他これに類するもの)については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費